

令和6年

総務委員会

12月11日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和6年12月11日

午前10時00分 開会

午前11時26分 閉会

1. 出席委員

委員長	中堀 りゅういち	副委員長	岡島 ゆみこ
委員	郷右近 修	委員	林 ゆきひろ
委員	月岡 修一		
議長	毛受 明宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事課長補佐	寺島 慎二	議事担当係長	矢野 佑輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	生活市民部長	伊藤 正弘
教育部長	浅井 俊一	企画政策課長	萩野 昭久
公共施設管理課長	中野 忠之	財政課長	浦 倫彰
総務課長	山田 隆貴	債権管理課長	高垣 茂晴
学校教育課長	秋永 亘正		

5. 傍聴議員

青木 けんじ	鈴木 智和	浅井 たかお	こんどう のぶお
近藤ひろひで	いとう ひろし	服部 龍一	武谷 としお
三浦 桂司	一色 美智子	堀内 ちほ	清水 義昭
ふじえ 真理子			

6. 傍聴者

4名

午前10時開会

○総務委員長（中堀りゅういち議員） おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は2つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

続いて、議長より御挨拶をお願いします。

議長。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の総務委員会は、請願から審査をしていくという形になりますが、残る74、76の議案2件で計3件になりますので、慎重審議をよろしくお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、今回の審査順序は、請願者の希望により、請願、議案の順番で進めますので、御承知おきください。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点

を整理して反問されますよう、お願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるよう、お願いいたします。

それでは、請願第5号 再審法改正を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願者の船野様より、請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で御説明をお願いいたします。

○請願者 皆さん、おはようございます。

愛知県弁護士会の副会長の船野徹と申します。本日はお時間頂戴いたしましてありがとうございます。

当会は昨年来、再審法改正実現本部というものを立ち上げまして、本年度も再審法の問題点及び改正の必要性を訴えているところでございます。

本日は、請願事項としまして、再審請求書受理後の速やかな実質審理を義務づけるなどの手続規定の明定、2つ目として、再審請求手続における証拠開示の制度化、3つ目として、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、この3つの事項につきまして、再審法改正をするよう国に意見書を提出していただきたく、今回お願いに参りました。

さて、袴田事件というものを御存じかと思えます。本年の9月26日に無罪判決が言い渡され、確定しているところであります。袴田さんは事件発生から冤罪が晴れるまで、58年間を要しております。さらに、本年10月23日に、別の事件になりますが、福井女子中学生殺人事件という事件が、再審開始決定が言い渡されております。この決定は10月28日に確定をしております。この事件で犯人とされた前川さんは、事件発生から現在まで38年を要しているところであります。

冤罪を晴らすのになぜこのように時間がかかるのでしょうか。冤罪が晴らされたとしても長期間が経過することにより、もう人生の大部分を失われているということに、犯罪者として扱われ失われているということになってしまいます。

こういった弊害を生み出している原因としましては、現行の刑事訴訟法にあると考えております。現行の刑事訴訟法の中には再審に関する手続がありますが、約70年間、全く手つかずのままでいるに等しい状態にあります。先ほどの袴田事件と福井女子中学生殺人事件におきまして、なぜ再審の扉が開かれたのか。そこには、公判に提出されていなかった証拠が開示され、その開示された証拠によって冤罪であるということが裏づけられるに至りました。では、そのような証拠を出せばいいじゃないかという御意見もあるかもしれませんが、その証拠が出るまでに数十年要していたということになります。

じゃ、なぜその数十年要するのかといいますと、証拠を出すルールというのが全く存在

しない状況下にあります。そのような状況下の中で、裁判官の裁量により、検察官に対し未開示の証拠を出しなさいという指示、勧告がありまして、検察官はそれに従うルールもありませんが、検察官もその裁判所の勧告に従い証拠を出した。それにより、ようやく冤罪が晴らされるに至ったということになります。これは、裁判官、検察官の当たり外れによって、冤罪が晴らされるか晴らされないかという非常に不安定な状況にあります。このような不安定な状況、ルールがない状況、こういったのを解消すべく、請願事項の2番目の証拠開示の制度化をお願いしているということになります。

また、再審請求の申立てをしたところで、今後どういうふうにして手続を進めていくのかということについて、裁判所と検察官と弁護人で打合せを進める期日を入れなきゃいけないというルールがない状況にあります。通常の裁判ですと、裁判が起こされれば、何月何日何時に、どこの法廷に来なさいというふうに決定がされ、一定スパンで裁判が進んでいくと。で、最後には判決が言い渡される日にちも決まるということになっていますが、再審についてはそういったルールが全くありません。やはりこれも裁判所の裁判官のルール、裁量によっておりますので、そのようなところを明確にすべく、手続を明定してほしいという請願事項1になります。

さらには……。

(終了ベル)

○総務委員長（中堀りゅういち議員） お時間が5分たちましたので、お願いします。

○請願者 失礼しました。失礼しました。

そういうことで、何とぞよろしくお願いいたします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、説明をお願いいたします。

青木けんじ議員。

○青木けんじ議員 では、紹介議員として、簡潔に申し述べさせていただきます。

現在は再審請求書受理後の裁判所の手続規定がない、証拠開示の制度がない、検察官による不服申立てがされるなどにより、誤った裁判をやり直すための時間がかかり過ぎている状況にあります。冤罪被害の方が長期にわたって身柄を拘束される状態、このような事態から冤罪被害者が早期に回復できるようにするためにも、一定の期間に自主的な審理が開始されるように義務づける必要があると思います。冤罪被害者の救済するための制度を改正し、一刻も早く救済できるように再審法改正について御理解いただき、御審議の上、採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

伊藤部長。

○市民生活部長（伊藤正弘君） 特に申し述べることはございません。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 当局、あるいは請願者へ質疑のある方は挙手願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 再審法改正、刑事訴訟法の再審の箇所の一部分の改正ということなんでしょうか。本来でしたら、法律をつかさどるのは国会議員ですよ。国会でやるべきことだとは思いますが、今現在こうやって我々地方議員のところに請願が出ているということは、何か特殊な理由があるわけでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。どなたかお答えできる方。

請願者、お願いします。

○請願者 じゃ、請願者よりお答えいたします。

確かに法律の改正でありますので、国会マターということでありまして、国会議員の先生方にも当会、あと日弁連から、各国会議員には改正に向けたお願いをしているところでもあります。実際、本年から、国会議員の議連が、3月ですかね、立ち上がっておりまして、衆議院解散前には350名の再審法改正に賛同する議連が、メンバーが増えていたというところにあります。で、衆議院解散後に大分入れ替わりがあったものの、衆議院解散前のレベルぐらいには戻ってきているというところも聞いているところでございます。

では、じゃ、なぜ地方なのかというところでございますが、やはり法律の改正ですので、国民世論の醸成というのが必要になってきますので、やはり地方からも、地方議会からも強い支援の力をいただきたく、今回巡らせていただいているというところでもあります。現時点でも、9月までの時点で、名古屋市会をはじめ意見書採択をしていただいているという状況にありますので、豊明市議会におかれましても、ぜひとも力強い御支援を頂戴できればと思ひまして、今回参った次第でございます。

以上になります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

副委員長。

○岡島ゆみこ委員 再審法の改正とありますけれども、市民に直結するような利益というのがあるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 舩野弁護士。

○請願者 請願者からお答えいたします。

確かに、この再審、冤罪ですね、冤罪というのは遠いものである、どちらかという自分とは全く関係ないなというところに考えがちではあるのですが、明日は我が身というか、袴田さんも福井女子中学生の前川さんも、普通に生活されていて、ある日突然、おまえは犯人だということで身柄が確保されて、長期間の収容に至っているというところにあります。それはやはり、どこの自治体の住民であろうと、皆いずれ、ないにはこしたことがないんですが、十分あり得ることにはなるかと思います。やはりそういった場合には、速やかに冤罪を晴らすという環境を整えていただくということは、やはり住民の利益にも合致するのではないかというふうに考えております。

以上になります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 もう一つお願いします。

先ほど、法律をつかさどる、国会議員の国会のマターということで説明いただきましたが、今、実質的に国会の議員の皆様も、何とかしなくちゃいけないという、そういう雰囲気になりつつあるということですのでよろしいでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 舩野弁護士。

○請願者 請願者からお答えいたします。

その議連に所属している議員さんの中でも、そういう議員立法の法案を吟味する担当の議員さんが何名かおられまして、そういった議員さんと日弁連の再審法改正実現本部の担当の者が、具体的な議員立法に向けて準備を進めているというふうにお聞きしておるところでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 請願者の方にお聞きしたいんですけど、実際この再審法の問題点について、いろいろ新聞等々で拝見することはあるんですけど、やはりそれは比較的大きな事件なんですよ。袴田さん、先ほど説明していただいた事件だったりとか。実際の弁護士さんとしてされる上で、現行の再審法のやりにくさとか、冤罪の方を救う上で煩わしい実体験というのは、結構大きな事件以外にもたくさんあるんでしょうか。何かその辺りがあれば、説明をお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 舩野弁護士。

○請願者 請願者からお答えいたします。

再審事件というのはやっぱり、大きく注目されている事件以外でもたくさん存在しているかと存じます。しかしながら、やはり再審というのは本当に、一度確定した判決を覆す手続になりますので、なかなか私も日常業務で携わっていて、再審事件をお願いしますとか、そういった相談というのは来ることがまずありません。私ももう開業して20年近くになります、実際にそういった相談を、具体的な事件の依頼というのはありませんでした、私の元に。

そういったことになりますが、やはり具体的な、今回袴田事件とか福井の事件とか、私がこの運動に携わるようになりまして、つぶさに見る弁護団の報告とか、そういった活動を見ていくに及びまして、やはり通常の裁判手続でははっきり定められている先ほど述べた手続規定、そういったものが全くないんですね。条文を見ると、本当にもう条数が少ない状況にありまして、こういった大事な手続なのに、このままでいいのかというような程度に抽象的なものしかない。ある事件につきましては、豊川事件というのがあるんですけども、これも再審事件なんです、再審請求を裁判所に出しても、弁護人、裁判所、検察の打合せ期日とかも全く指定されずに、あるとき突然、請求を棄却しますというような紙ぺら1枚で数年たった後に来ると、そういった状況にありまして、やはりそれは裁判としてあるべき姿ではないのかなというふうには考えておりますし、防御を尽くしたり、そういう吟味したりする機会もなく、そういう決定が出てくるような、やはりルールのない状況というのは避けなければいけないのかなというところで、やりにくさというのはあるのかなと思っております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ありがとうございます。

これだけいろいろ問題点があって、先ほど御説明いただいていたように、国会のほうでも話題になっているというような状況なんですけども、長年なかなかこういった手続、進んでないと思うんですけど、それが改正されないというか、進んでいかない要因というのは何か、分かればで結構ですけど、どのように考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 舩野弁護士。

○請願者 請願者からお答えいたします。

皆さんの御記憶に残られているかどうかなんですけども、結構前に免田事件とか財田川事件、あとは島田事件等、そういった冤罪事件、松山事件ですね、あと、その頃にやはり同様の問題点が指摘されていて、改正の機運も高まるべき状況にはあったんですが、やは

りそこで法務省が取ったのは、なぜ有罪にできなかったのかと、こういった立証活動の問題点があったのかと、そういう分析の方向に重点が置かれて、改正のほうになかなかシフトしていかなかった、そういったことがあります。そういった中で、やっぱり改正が実現できずに今まできてしまい、今回やっぱり袴田事件という具体的な生身の被害者が出ている状況下で、さらに今回ラストチャンスだと。やはりここは、具体的な被害者がいないと、なかなか法律の改正に対する指示と説得力というのが出てこない中で、やはり今がチャンスであるということでやっていまして、なかなかやはり法務省の抵抗というのも強いところではありまして、その理由がどこにあるかというところは、もうやはりこういった公の場で赤裸々に何か説明できるにはちょっとちゅうちょするような思いはあるんですけども、やはりなかなか、そういう過ちを正す手続というのは過ちをあぶり出すことになる。その過ちを犯したのは誰なのかということになると、やはり捜査機関になるのかなと。そういうきっかけがやっぱり大きくなっていくところの改正というのは、なかなか積極的に動けないのかなと。

でも、今回被害者がいて、世論が、後押しがあると、やはり法務省もある程度のところは動いていかなきゃいけないというふうには考えているのかなというふうに理解したいんですが、この前の検事総長の談話を見ても、袴田事件については非を認めないような、素直に非を認めるような答弁をされてないところを見ますと、なかなか抵抗というのは強いのかなというふうに考えているところであります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員 これは事務局か、もしかしたら請願者さんのほうが詳しいかもしれないんですけど、県内でこういった意見書というのがどの程度今出ているかって分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） どなたか分かる方、おられますか。

舩野弁護士。

○請願者 当会で、日弁連で集計している、全国で集計しているものがありまして、全国では380議会の意見書採択が得られております。この集計は、ちょっとお待ちくださいね、本年の10月3日時点の集計結果になります。9月採択がほとんどなので、多分これが現状の数字なのかなと思いますが、380議会で、愛知県内では、名古屋市、半田市、常滑市、江南市、岡崎市、安城市、碧南市、東海市、知多市、長久手市、美浜町というところになります。

以上になります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。よろしいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 請願5号に採択、賛成の立場です。

請願で求めている内容としてはこの3点になっておりますけれども、日本の犯罪とその裁判や処罰に関わることとしては、警察の捜査や逮捕、そして、勾留中の非人道性だったり、非人間的な取調べの在り方から立件するかどうか、検察の判断、そして裁判に関して、裁判に関してからは今のお訴え、ありましたけれども、不適切なことが満載というふうに思っています。その中の今回の請願、一部分ではありますけれども、現状に対して適切な法改定を行うようにというものだと思いますので、全面的に賛成です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 袴田事件は、本当に結果を見ますと誠に気の毒というか、警察署のやり方もとても納得できるものでもないし、途中から変なものが証拠として提出されたり、普通の人が考えても異常だなと思える、そんな事件でして、仮に国家賠償法でどれだけの金額が補償されるか分かりませんが、たとえ1億円積まれても人生は戻ってきませんね。そういう価値観で袴田さんの人生を計るというのは本当に気の毒でしかないなという。やはり今提出いただいたこのようなものが新たに早く法改正ができて、冤罪がなくなる、そんな日本は法治国家であるはずなのに、こういうとんでもない事件が歴史上残っているということは本当恥ずかしいなと、世界に向けて恥ずかしいなという考えです。

ですから、できるだけ早く法改正をしていただいて、冤罪が発生しないような、そういうものに確立をしていただきたいと思います。

以上です。賛成です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 採択でいきたいと思います。

今回請願の文章も読ませていただきましたけれども、請願事項にあります3点ですね、再審請求の手続の明文化ということとか検察側の証拠の開示等、そういった法制度の不備、長年改正されていなかったというようなところがありますので、この請願のとおりかなと

思います。憲法にも迅速な裁判ということでもありますので、そういったことにも合わせていくということで、被害者、冤罪被害者の速やかな救済を求めるような内容ですので、やはり冤罪の場合、その方の本当に人生を大きく狂わせてしまいますので、まれなことかもしれないんですけども、これはいつ誰がやっぱり巻き込まれるか分からないと、先ほど請願の方もおっしゃっていましたが、やはり市民の方にも関わる問題かなというふうに思いますので、議会としてこういった意見を上げていくことは必要なことではないかなと思っておりますので、採択でいきたいと思っております。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第5号は採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 異議なしと認めます。よって、請願第5号は全会一致により採択すべきものと決しました。

これより議案の審査に入ります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時25分休憩

午前10時28分再開

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、議案第74号 豊明市表彰条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第74号 豊明市表彰条例等の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が設けられるため、当該用語を含む条例を一括で改正をするものです。

1枚おめくりください。

豊明市表彰条例等の一部を改正する条例。

第1条では、豊明市表彰条例の第9条第1号中、「禁こ」を「拘禁刑」に改め、第2条では、豊明市個人情報保護法施行条例の附則第3条第6項及び第7項中、「懲役」を「拘

禁刑」に改め、第3条では、豊明市職員の給与に関する条例の第20条の2第3号及び第4号、第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第4条では、豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の第33条第1項中、「懲役」を「拘禁刑」に改め、第5条では、豊明市消防団条例の第6条第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第6条では、豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の第6条第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

附則、第1条として、この条例は令和7年6月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 まず、従来の禁錮、懲役という刑罰の名称と在り方についてが、拘禁刑というものになるということの根拠は、2022年の通常国会における刑法の改定がその理由だということでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 委員のおっしゃられるとおりです。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 で、その理由ということを確認した上で、事前の議案の説明などでは、文言と指し示す意味合いが特別変更がないというふうな説明がありましたが、これは国会での議論を見ますとそうではないように思うんですが、当局としての理解はどのようなものなのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 条例上の文言の変更ということですが、拘禁刑というものの意味合いですね、懲役、禁錮、恐らくそういった懲役、禁錮の罰則の中身とか、そこら辺が拘禁刑とどのように組み合わせられているかということではないかとは思われます。

拘禁刑につきましては、受刑者を刑務所等に拘置しまして、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、また必要な指導を行うことができると。今までの禁錮とか懲役につきましては、禁錮につきましては、刑務所のほうに入って自由を制限する刑罰、懲役刑につき

ましては、刑務所に入れた上で刑務作業義務を課する刑罰というふうになっておりましたので、中身、拘禁刑の中身につきましてはそういったものではあります、自由を拘束するという意味では同一のものというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと先ほどの回答と重複するかもしれないんですけども、刑法等で一部改正をされて、禁錮と懲役がなくなって拘禁刑に全てなったということなんですけども、その辺りの背景というか、狙いとかって分かりますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 背景等につきましてはちょっと法律の改正になりますので、そちらの文言改正がありましたので、今回こちらの条例につきましてもかけさせていただいたということになります。

先ほど説明しましたとおり、国会のほうでですけども、改善更生を図るため、受刑者の方もいずれは出てくることになりますので、そういったことでは、ただ単に刑務所のほうに入って時間が過ぎるということではなくて、その後の生活も考えた改善更生を図るために必要な作業を行わせ、また指導を行うことができるというふうに定められておりますので、目的は恐らくそこではないかなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第74号 豊明市表彰条例等の一部改正について、反対の討論をいたします。

表彰条例の第9条については、資格を失うということに対しての条件を明示するための説明のような意味合いが強いため、直接、要するに刑罰を科せられた人という説明のための意味合いだと思いますが、それ以外に、豊明市個人情報保護法施行条例の第3条の6号であったり、さらにその次の7項の1年以下の拘禁または50万円以下の罰金に処すというのは、この条例によって、もちろん法施行の下で条例ですけれども、罰則、罰の中身とい

うものを規定しています。なので、この文言とその考え方、中身を表すことが非常に吟味されてくる部分だと思うんですけど、これまでの刑罰の在り方として懲役と禁錮というものがありませんでしたが、懲役刑については殺人や放火、強盗といった刑罰に対しての刑であります。禁錮刑というものは政治犯などが対象になってきます。政治犯であります、具体的に誰かに対して害悪を直接与えたということではなく、もちろん犯罪をしたから逮捕されるという、で、刑罰を受けるということにはなりますが、その刑罰を受けることによって、強制労働などを通じて思想を変えるということが、この刑罰の中に含まれております。こうした全く意味合いの異なる懲役と禁錮というのを一くくりにした拘禁刑という発想そのものが、そもそも誤りというふうに考えるのが適切だと思いますし、また国会でもそういった議論がありました。参考人招致でも、国際的なこういった処罰の在り方や国連からの勧告などもひもといて、あるべき日本の刑罰の姿についての識者からの意見もあったんですが、こうしたことを踏まえると、これまでの少なくとも懲役と禁錮というものを拘禁刑に変えるのは適切ではないと。

この条例の改定に関しては、先ほども言ったように、説明のための文言の部分は省きますが、直接刑罰の中身を指し示してそれを科すという部分については不適切だと考えるので、反対と考えるものでございます。

そして、この話をするに当たってちょっと補足的に。すいません。

10月、11月で既に議論されてきた議会側からの議案の審議というか議論の中で、自分の認識が不十分だったため、今述べたようなことを申し上げてこない状態で今日に臨んでいますが、この間、今回の当局提案の議案に際して、よく確認と研究をしたところ、こういった考えに至ったということだけ申し添えておきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 議案第74号 豊明市表彰条例等の一部改正について、賛成の立場で討論を申し上げます。

今、禁固刑と懲役刑について、詳しく郷右近議員のほうから説明ありましたが、それを拘禁刑にするという。担当者の説明を聞けば、刑務所に拘束されている間に、出所に向けて更生をしやすくする、教育を施すことができるだけしやすくする、そういった説明がありましたので、もしそれが、そういう趣旨で、1つの名前の中で、刑務所の中で罪を償っていく、その償う年齢とともに、一般社会に出るための教育を、また以前とは違う方向でつかさどる、そういったことになればこんないいことはないと思います。もちろん犯罪を

犯した者に対しては、こんないいことという言葉は不適切かもしれませんが、より社会に適応したような人間として出所できるような、そういう制度であってほしいと願いまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第74号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第74号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

深草課長。

○議事課長（深草広治君） それでは、議案第76号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第6号）のうち、議事課所管部分について御説明いたします。

補正予算書17ページ、18ページをお開きください。

1款1項1目 議会費321万円の増額につきましては、職員の実人員配置に伴い行うものでございます。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 続きまして、議案第76号 令和6年度豊明市一般会計補正予算書（第6号）、2款 総務費のうち、総務課所管の分について御説明をさせていただきます。

同じく17、18ページの下の囲みのほうを御覧ください。

18ページ、3目 文書費、文書事業の通信運搬費62万円の増額は、10月1日より郵便料金が上がったことに伴いまして、10月から令和7年3月発送分の郵便料を平均した上げ幅である30%を増額させていただきまして、当初予算で確保させていただいた郵送代との差額である62万を増額させていただくものです。

続きまして、その下の囲み、7目 財産管理費、庁舎維持管理事業の営繕工事費269万5,000円の増額につきましては、来庁者や市役所を利用する人の安全・安心の確保のた

め、市役所本庁舎の出入口を中心に13か所に防犯カメラを設置させていただくものです。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） それでは、公共施設管理課所管分について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、同じく17、18ページをお開きください。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業、右側説明欄、小中学校エレベーター改修等工事費はエレベーター及び配膳室を改修するものです。中央小学校、豊明中学校の荷物用エレベーターを人荷用エレベーターに改修いたします。沓掛中学校は既設人荷用エレベーターの乗り場となる配膳室を改修するものです。

次に、繰越明許費の補正の説明をいたします。6ページをお開きください。

第2表、事業名、公共施設管理事業1億3,413万4,000円の増額は、歳出で説明いたしました小中学校エレベーター改修等工事費について、年度内に完了が困難なため、繰越しを行うものです。

次に、歳入について御説明いたします。15、16ページをお開きください。

21款 市債、1項1目 総務費、右側説明欄、学校施設改修事業は、小中学校エレベーター改修等工事などに充当されるものであります。

以上で、公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 高垣課長。

○債権管理課長（高垣茂晴君） 続きまして、債権管理課所管分の説明をいたしますので、補正予算書19、20ページを御覧ください。

上段の表、2款2項2目 徴収費、20ページ、右側説明欄、過誤納還付金を300万円増額し、徴収費の合計7,005万7,000円とするものです。これは、執行状況により、過誤納還付金の予算が不足する見込みがあることから計上したものです。

以上で、債権管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 続いて、企画政策課所管部分について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為の追加になります。

まちづくりアンケート調査業務委託事業218万8,000円は、総合計画のまちづくり指標について、数値管理などを行うための委託費用です。今年度中に契約し、準備、着手を行う

ため、債務負担行為を行うものでございます。

その下の平和推進補助事業50万円は、令和7年度終戦80年を迎えるに当たり、市民向けに平和の大切さを啓発することを目的とした事業を主体的に行う団体に対して補助金を交付する事業です。応募等を今年度から行うため、債務負担行為を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） それでは、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より説明いたします。34ページの最下段をお願いいたします。

公債費の公債費元金償還事業と公債費利子償還事業のそれぞれ長期債元金、長期債利子の3,661万8,000円と686万円は、令和5年度の新規発行債を出納整理期間に発行していることなどから、当初予算に見込んでおりませんので、その分を計上したものなどになります。

続いて、歳入の説明をいたしますので、8ページにお戻りください。上段となります。

10款の地方交付税の普通交付税2億7,206万9,000円は、本年度の普通交付税額の決定を受け、決定額と予算額の差額を増額補正させていただくものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

14ページ最下段の繰越金、前年度繰越金1億4,046万6,000円は、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 6ページの債務負担行為のところから、まず一番上のまちづくりのアンケート調査ですけども、これ、総合計画のまちづくり指標の調査だと思います。毎年載っているんですけども、これは令和2年度のときからちょっと見ると、令和2年度は140万、それが次の年157、167となって、昨年度175万で今回218万8,000って、何か少しずつ高くなってきているんですけども、その辺りの理由と、この金額というのはどのように見積もっているんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 金額のほうなんですけど、一応3者から見積りを取りま

して、一番安いところというのですかね、そこで計上させていただいております。

で、金額が上がっている理由なんですけども、まず人件費が上がっているということと、郵便料金、郵送料も上がっておりますので、そういったことから金額が上がっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認ですけど、作業する分量というのですかね、そういうのは変わらないというふうに認識してていいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） そのとおりでございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 第3表 債務負担行為の補正の今のお話の下段の平和推進補助事業の費用についてなんですが、おおむね高齢の方の語り部のような活動をしていらっしゃる方が、何か会場を借りたりとか、そういうことを対象にしたものというふうには理解できるんですが、何か形として、グループというか、会をつくっていらっしゃる方が基本的には対象ということなんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 基本的には、市内に住所を有する代表者が含まれる団体だったり、市内に活動拠点を置いて市内で活動をしている団体を考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今のところですけども、平和推進補助のところ、これ、市独自のものかなと思うんですけども、これはどういう経緯でこういったことを補助しようというふうになったんですかね。どういったところで決まってきたんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 令和7年度は終戦80年を迎えますので、市民の方に戦争の悲惨さを振り返ってもらったり、平和の大切さを皆さんに考えてもらったり啓発するという、そういった目的でやろうということになりました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） ちょっと補足させていただきます。

80周年を迎えるに当たって、独自というか、ほかの市町村も恐らくやっていくんだらうと思うんですけれども、債務負担で上げさせていただいたのは、こういったことをやっていただく団体が早くから着手できるように、主には夏になると思いますので、そういった意図で債務負担にちょっと前倒しで持ってきたということが趣旨として含まれております。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 非常につかぬこととお伺いしますが、18ページ、公共施設管理事業の小中学校のエレベーター事業なんですけども、当然ながらエレベーターを必要とする児童生徒がいるということですので、一般的に、例えば先生たちも使うとか、そういう何らかの規定とか、設けるんですか。使用目的の規定というのはありますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 基本的に規定というのは、ルールというんですね、それは設けてはおりませんけれども、基本的にそういった方が優先的に使えるような形で運用をしたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 一般の児童生徒も、じゃ、可能だということですね。使うこと。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 特に一般の児童生徒が、例えばけがをしたとか、そういったこともございます。なので、例えば障がいのある子だけではなくて、そういった利用が必要な児童については、御利用は可能だというふうに考えます。

以上でございます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 はっきりしないといけない、答弁は。

けがをした場合、それは別におんぶしても降りれんことないだろうけど、けがの程度にもよるけども、要するに健常者が常時使えますか、使ってもいいんですかということをお願いしたいんだけど。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） まず、目的としましては、例えば車椅子の方はどうしても移動ができませんので、自主的、自分で移動ができるような形を取るという形のものとして、エレベーターを改良するということになります。ただ、必然性として、常時子どもたちがいつも使っていていいかという、配膳室の中にあるエレベーターですので、あまり常時子どもたちが出入りするということには適していませんので、例えば、先ほどのけがをした子がちょっと使う必要があるということ、それは使います。それから、あと、例えばどうしても荷物を運ぶのに、上に上げなきゃいけないようなものがあるときについては、そちらのほうは、今度は人が乗れるような形になっていますので、人がついて上に上げるとかということは想定されるところであります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 この問題で執拗に答弁を求めることは、本当は必要ないかもしれませんが、要するに、どうしても車椅子等で階段を使用することは不可能な児童生徒のためにやる。これだけの高額な施設費用ですよね。仮に中学校3年間卒業して、そういうエレベーター等を必要とする生徒がいなくなった場合は、どういう扱いになるんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 基本的には、エレベーターの整備としては各学校に必要なものというふうに考えております。今、バリアフリー化というのは最も進めなきゃいけないというところで、一番今ある、費用的にも一番練られた形で、今こういう形の配膳用のエレベーターを改修するという形で取っておりますので、基本的にはバリアフリーのほうについても、そちらのほうを使って実現できていることになりますので、今後についてもそちらのほうは活用してまいりたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 くどういようですが、必要なものに使うのは、それは当然です。配膳等、人力で上げるわけにいかないものは当然使っていくべきですけど、例えば学校で遅刻しちゃうようになって教室に入るのが遅くなった、じゃ、もう走って行くよりはエレベーター使っちゃって、そういう、生徒によってはそういう可能性も出てくるし、事故につながることもあるかもしれない。だから、そういった意味で、先生たちが徹底して、こういう目的なので、君たちはいたずらに使用したら駄目だよというような趣旨のことは設けないんです

か、教育委員会として。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 基本的に、もちろん子どもたちには、そのような趣旨でこのエレベーターは使うものだという形のものは、十分に周知させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回のエレベーターの改修のことで、これ、まず設計の段階のときには階段に昇降機、車椅子用の昇降機も上がっていたんですけども、今回のこの予算にはそれは含まれてないという理解でいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 今回の工事には、階段用の昇降機は含まれておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

関連。林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、今回エレベーターの部分と配膳室ということで聞いていますけども、本会議の質疑で見積り等のおおよそで説明していただきました。で、中央小学校と豊明中学校で、これ、本会議の説明を聞くと、エレベーター単体で考えると1基5,000万は超えるような形なんですね、見積りとしては。以前、これ、令和4年度ですけど、豊明小学校と大宮小学校でやったときが1基3,000万ほどでした。豊小2,700万で、約、大宮小は約3,200万というふうだったと思いますけど。で、昨年度、栄中学校は給食センターの地下1階から地上3階までということで約4,200万というふうだったんです。今回、それだけ、この中央小と豊中に関しては1基5,000万以上、倍近く、前の豊小、大宮小と比べるとなっているんですけども、この辺りの理由はなんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 今回の設計の費用につきましては、エレベーターについても見積りで設計の単価を入れております。見積りのほうがかなり上昇したという話なんですけど、その理由としましては、労務費の上昇、資材の高騰、あと需給逼迫の影響によるものだと考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

議長。

○議長（毛受明宏議員） 今、質疑が行われているエレベーターの件なんですけど、例えば今回中央小学校は、ちょっと前もって聞いたら北館ということで改修になっているということなんですけど、多分校内にもう1基あると思うんですよ、エレベーターが。多分職員室等か何かに1個ついていると思うんですよ。ついていませんでしたっけ。

例えば今回影響があるところだけを改修して、今後というところは今後で考えるということではよろしかったでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 先ほど、階段昇降機がないというお話と同様ですが、今回まず速やかに必要になる部分を予算措置させていただいて、設計にはそのもう1基のところはたしか入っていない形でやっておりますので、必要な部分ですね、先ほど一番練られたと答弁もさせていただきましたが、必須のものを順次上げているということでございます。

終わります。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 事前に聞いたかはちょっともう自分で覚えてないんですが、ほかの学校のエレベーターの能力に比べて、児童数が多かったりすることが原因で、可搬能力というんですかね、言葉でいうと、そもそもの能力が大幅に高いもんだから高額になっているという、そういうことなんでしたっけ。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 能力が前回のものに比べて高くなったから、能力が上がったから前回のよりも高くなったということはございません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の点で、まず中央小、豊中に関しては1階から3階までということではいいですかねということと、先ほど労務費と需給が逼迫しているためというような

お話、ありましたけども、例えば、ちょっと話が変わるかもしれないんですが、栄小学校の改修とか、あと区画整理の工事とか、そういうことであっても1割から2割程度だと思うんです、上昇って言うても。今回倍ということは、1割、2割だとしたらやっぱり300万から600万ぐらい高くなるかなと思うんですけども、倍というのはやっぱり今までと全然違うような気がするんですけども、その辺りはなぜ、エレベーターに関してはそんなに2倍もするようなあれですか、上昇があるんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） まず、エレベーターの階数ですが、中央小学校が1階から3階で、豊中が1階から2階ということになっております。

値段が上がっているということにつきましては、見積りを取りまして、3者から取ったんですが、今回うちの取った業者さんから、納期のほうが2026年以降ということを言われましたので、言われた業者さんが、メーカーがありましたので、そちらのほうは採用を、金額の採用ができなかったということになりますので、そうなりまして以前よりも高いものになったということになります。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ごめんなさい、今、豊中のほうが1階から2階って聞いたんですけど、階層があると思うんですけど、3階と4階とか、そういうほうには行けるようになっているんですか。1階から2階で問題ないんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） エレベーター、今、配膳室のエレベーターを改修する考えでおりますので、エレベーターで行けるのは1階から2階ということになります。で、ほかに3階に行こうというところにつきましては、設計委託のほうでもお話があったと思うんですけど、階段用昇降機、こちらのほうを検討していくということで、今回の工事費のほうには上げてないんですけど、また設計のほうができ次第、また予算のほうを計上していくような形になっていくと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これも本会議の説明の中で、契約を3本に分けるといふようなこと

があったと思います。入札は公募型の指名競争入札というふうにお答えしていましたけども、これ、まとめて3本やるとしたら、工事費が1億円以上なので、これ、一般競争入札となると思うんですけども、そっちのほうで競争が働いて安くなるような気がするんですが、これやはり、なぜこれは分けて、まとめず分けて発注することにしたんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 今回、夏休み工事ということがメインになりますので、配膳室での改修ということになりますから、そういったことで、3本に分けたほうの工事の管理がスムーズにいくというふうな考えで、3本に分けております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 見積りは3者取ったけど、1者が使えずに2者で最低のほうを取ったということではなかったですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 3者取りまして、2者が納期間に合わないということで、契約のほうは1者になっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちなみに、その見積りをとったその会社というのは、公募型の指名競争入札に参加できるというふうでよかったでしたか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 中野課長。

○公共施設管理課長（中野忠之君） 公募型の指名競争入札のほうに参加できるのは建築一式になっておりますので、今回はその見積りはエレベーターの会社から取っておりますので、参加できないというふうになっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、上の防犯カメラの設置についてお聞きします。

こちらは、まず、ちょっと本会議での回答と重なるかもしれないんですけども、まず、本庁舎内に防犯カメラ設置ということなんですが、その目的は、来庁された市民の方を守

るため、安全確保のためというような説明がありました。そもそもどうして庁舎内に設置することになったのか、この検討をした経緯をちょっと説明いただきたいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 設置の経緯ですが、以前から防犯カメラの検討というのはされておりました。予算要求等もされておりました。以前から検討のほうはされておりましたが、今回の直接的な経緯としましては、県内の市役所で放火未遂事件ですかね、可燃性の液体がまかれたということがありましたので、そういった面で、来庁者の方の安全を守る、職員の安全を守るということもございますので、設置のほうをさせていただくというような判断がされました。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと分からないんですけど、実際防犯カメラが設置されると、どういうことがあって市民の安全につながってくるのか。防犯カメラというと、データを取って保存しておくということなので、どちらかというと事後的な意味になるような気がするんですけども、どのような効果を期待しているのでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 効果のほうにつきましては、市長のほうが議場のほうでもお答えしましたとおり、市役所というのは用事があって来られる方が大半だと思います。でするので、むやみにデータを取るということはまずされておりませんでして、ただ、防犯カメラが設置されることによりまして、入り口等に防犯カメラを設置しておりますといったことの掲示がされます。そういった面では、まず犯罪の抑止力というのが図られるというふうに考えております。県の防犯カメラのガイドラインにつきましても、そちらにつきましても、犯罪の抑止に有効であるということが書かれておりますので、一定の、設置することによりまして、抑止効果というのはあるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 防犯、犯罪等のいろいろ抑止ということなんですけども、今現状で市内に結構幾つか、市が設置したカメラというのはあると思うんですけども、それがどれくらいあって、犯罪の抑止効果というのが出ているかって、効果検証というのとはされてい

るんですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 設置台数につきましては、総務課の所管のカメラというのは今回初めてつけさせていただきますので、資料としては持ち合わせておりません。ただ、警察等が、例えばなんですけれども、自転車盗難等がありましたときに、防犯カメラの映像を確認させてくださいとか、そういったことがありますので、捜査では御協力できる、イコール、犯罪抑止にもつながっていくのではないかとこのように考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 担当課では初めてということなんですけど、市内だとたくさんあると思うんですけども、その辺りは把握はされてない。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 申し訳ございません。全て私どものほうで、市内、設置している防犯カメラというのは、今ちょっとこの場で台数をお答えすることはできませんけども、いずれにいたしましても、効果ということに関しましては、やはり先ほどの総務課長の説明にありますように、抑止力、こういったことが大きいですし、今現在具体的に、例えば自転車盗とか、そういったものの具体的なデータが手元にあるわけじゃございませんけども、肌感覚としては減っておるというようなふうには思っております。

いずれにしても、今回は庁舎内の防犯カメラということについて、その効果について、それに係るお尋ねかと思っておりますけども、そういったことにつきましては、総務課長申したとおり、効果があるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかに。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） すいません。今、駐輪場の台数だけちょっと把握ができましたので、駐輪場の防犯カメラにつきましては50台設置しておることです。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議の説明を聞くと、カメラの設置13か所で、その中でも本庁舎

の1階、2階にも、本庁舎の1階に4台ですかね、で、2階に3台というようなことがありました。そうすると、一般の方が来庁されるような窓口、市民課、税務課、あるいは生活保護とか、障がい者の関係とか、介護の申請とか、そういう窓口に来ている方まで映るような気がするんですけども、そういう窓口に来ている人も映るということでもいいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 基本的には来庁者の方の安全確保というのが目的となっておりますので、カウンターで例えばどういった手続をしているとか、そういったものが映り込まないような最大限の配慮はさせていただきたいと思っております。映る画角等につきましても、基本的には入り口から入ってきて、例えばどこの廊下を通ったとか、そういうふうに事後の調査の関係の資料等になればいいと思っておりますので、カウンターの中を例えば映し込むとか、カウンターでやっていることを映し込むとか、そういった目的での設置は考えておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そこまでは撮らないということなんですけども、誰が来ているかどうかというのは撮れるということでもいいですね、撮るということでもいいですかね。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 撮るといえるか、映り込んでしまうという表現が正しいのかなと思っております。こちらにつきましては常時録画をしておりますし、防犯カメラの管理者、本庁舎ですと総務課長である私が責任者になりますので、私の責任において、画像のほうは管理されていくというふうになっております。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 誰が受け付けするかも分かるような状態ということなんですけども、そんなところまで監視をする必要があるのかなと思うんですけども。

これ、逆に、本当は来る必要があるのに来づらいとか、あと、市民の方が来庁しづらくなったりとか、特に先ほど申し上げたような、そういう障がいだったりとか、生活保護とか介護の関係等々、そういったところでそういうことが起こりそうな気がするんですけど、その辺りの対応とか対策って考えられていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 先ほどから監視といった言葉が出ておりますが、監視といった目的では特に考えておりません。あくまで犯罪が起こったときの参考資料という形で、安心・安全のことを高めればというふうに思っております。

データにつきましても、むやみに開示する、確認する等といったこともありませんので、そこにつきましては、例えば誰が来たから、その記録を例えば確認するとか、さっきの人はどうだったかなとか、そういった運用は一切考えておりません。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、最初の人に申し上げたように、庁舎の入り口にもカメラで監視するということで、監視するといいますか、カメラを設置していますよということで周知しているわけですね。そうすると、窓口に行くとそこに設置されているということで、市民側からすると、そういうふうに監視されているというふうに感じるような気がするんですけども、その辺りはどういうふうに考えていますか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 感じ方に応じていろいろあるとは思いますが。防犯カメラというのは、今それこそスーパーに行ってもありますし、路上にもあります。どこで何を捉えているか分からないっていうのはあるんですけども、そういったカメラ、全て個人の行動を監視してつけているものではないというふうに考えておりますので、先ほどからちょっと何度も御説明をしておるんですけども、安心・安全のための設備を整えさせていただくといった御理解でいただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきます。

とにかく今回のカメラ設置につきましては、あくまでも来庁者の安全を含め、庁舎内のリスク管理という形で行っております。いわゆるほかの施設も、既に防犯カメラ設置等しとる場合がございますので、社会通念上、防犯カメラがあることによって、市役所に申請に行きにくいとか、何かそういったことというのは少し、我々がお願いしている議案とは論理が違うのかなというふうに思いますので、あくまでも庁舎内の安全管理という形の中で、当然一定程度市民にも周知はいたしますけども、だから、入り口にそういった防犯カメラがありますよとか、そういったことはお話しさせていただきますけども、あまりまた事細かくお話ししちゃいますと、セキュリティ上、逆の意味に、マイナスの効果も出か

ねませんので、あくまでも庁舎内のリスク管理ということで御理解いただければ幸いです。
よろしくお願いします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 市民の方がそう感じるかどうかって、論理が違うみたいな説明ありましたけど、以前私が一般質問で、保育園にカメラとかというのは考えてみたらどうかという提案をしているんです。そのときに、今ここにいないんですけど、健康福祉の部長が回答したのは、カメラがあれば事件がなくなるというわけではないと。いつでも撮られている緊張を保育士の方に与えてしまうと。子どもがカメラに撮られてしまうことを気にする保護者もいるというふうに、検討することも否定的に捉えてたんですけど、なぜこの市役所内に関しては、そういった事件があつてすぐに設置を決めたのか。子どもを守るという観点からいえば、そっちのほうの方が大事だと思うんですけども、なぜ本庁舎のほうはすぐそういうふうに決めたんでしょうか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） まず、ちょっと保育園のほうに関しましては、ちょっとここでもういったようなことがあったかというのは、記録といいますか、曖昧になってしまいますので、いずれにしてもこの議案に関しては、やはりあいつた事件がありまして、当然職員のほうも不安も感じますけども、やはりまず市民の方が、これじゃおちおち安心して市役所に行っておれんぞという話になります。各周辺の市町でも、防犯カメラのほうを既に設置しておるといような情報もありましたので、もうこれはできるだけ早くリスク管理としてはやるべきだろうと、こういう判断でございます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ。

この防犯カメラの映像データなんですけども、これは情報公開請求の対象になるって考えていいですか。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 情報公開請求の対象にはならないというふうに考えております。なぜかといいますと、情報公開条例の第7条の第4項のところに、公共の安全に関する情報ということで、公にすることによりまして、犯罪の予防捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるということで、先ほど来ちょっと説明をしております。

ます、カメラの例えば設置とか画角とか死角が分かってしまうとか、そういったことが発生する可能性がありますので、基本的にはこちらは情報公開請求の対象外というふうに考えております。もちろん捜査とかのほうでは、法的なものがかかってくるので、そこでは公開の対象となると思われます。

以上です。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案76号、一般会計補正予算6号に賛成の討論をします。

平和推進事業の債務負担行為については、趣旨が前もって準備やいろいろ手続がスムーズにできるようにということで、そういった趣旨でよいと思いますし、より多くの取り組んでいらっしゃる方が対象になったり、届くように執行していただきたいというふうに思います。

学校のエレベーター改修については、機械と、あと専門的な技能を持った労働者の費用が強く関わってくる分野ですから、極めて短期間に物価や人件費の上昇の影響を受けるということはすごくよく分かります。ただ、今回のように様々な角度で納期の可否であるとか、そういったことも関わってくるということについては、ぜひこういった委員会などや質疑の部分でも、より詳しい説明をしていただきたいというふうにも要望します。

最後に、カメラの設置については、私としては必要だし、やるべきじゃないかなというふうに思っています。実際に様々事件が起きている、これは民間の会社なんかについてもそうですけど。ただ、名称や位置づけ、予算のつけ方としては、防犯ということになりますが、基本的には起こってしまった後の犯人の特定、逮捕、処罰の用に供するという事かなというふうには思っています。窃盗などのための監視については、直接人に危害が加わるということとは違うと思いますが、今回の趣旨としては、何なら自分自身も含めて、極めて強い危害を与えるというふうな考えの下に行動している人が対象かなと思うので、一定こういったことは必要かと思います。ただ、どれだけそういった抑止効果ということのを頭に置いた掲示物なんかの表示をするかということなんかは、一方では、今の答弁にもあった、設置している場所や画角とか、あと死角で効果がなくなってしまうとはということとかと関わってくるような気もするので、その辺に関しては十分考えて実施したほうがいいんじゃないかということを述べて、賛成の討論とします。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第76号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論申し上げます。

防犯カメラの設置につきましては、むしろ遅い、時期的には遅いのかなというぐらいの意識でもあります。どこの市役所へ行っても、かなりの数のカメラが設置されていることは承知しておりますし、市役所以外でも至るところにカメラが設置されていますので、道路上もそうですけど、これはもうやむを得ないのかなという思いでいます。

先ほど、小中学校のエレベーターに関して、使用について、ちょっと細かいことを申し上げたんですけども、本来ですと、高額な費用をかけて設置するものですから、たくさん使用すべきじゃないかというのは、本当はそういう意見が正しいのかもしれませんが。費用対効果でいったら本当に高いものがついてしまう。しかし、やはりどっかで子どもたちが使うことによって、心の隙間に遊び心から事故につながる可能性もあるということを考えたときに、やむを得ないのかなと。ですから、これはもう教育委員会として統一の使用基準というものを設けるということよりは、学校長を中心にして、自主的にこうしていきましようかと決めながら、子どもたちが事故に遭わないような、そういった対策を練って、使える限り、許される限り使うと、そういうことが一番正しいのかなと思っております。そういったことを実施していただくことを願いながら、賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 76号の一般会計ですけど、反対したいと思います。

庁舎内のまず防犯カメラの設置についてですけども、先ほどの質問でいろいろ聞かせていただきましたけども、市民の安全というふうに説明していただいていますけども、やはりそういったカメラを設置することによって、本当に来ないといけない方の萎縮につながってしまうんじゃないかなというふうに感じます。で、それは設置する場所等で、やはり一般の市民が来るような窓口、先ほども申し上げましたけども、税金の関係だったり、市民課さんだったり、学校教育、生涯学習課等々も、あと長寿課、地域福祉課等、そういった一般の市民の方も来られる。そして、困っている方が相談に来る。ただでさえなかなかうちうちよして来にくいというか、抵抗を感じているような方もお聞きしますけども、そういった方もいる中で、そういったカメラがあると、そして、そこについているということとで、逆の効果を与えてしまうんじゃないかなというふうに感じてしまいます。

そういったことで、子どものためなら、例えば保育園等、虐待防止のカメラ設置もあるんですけども、他市でそういった事件があっても、そういったほうは全然検討もしないん

ですけれども、こういった庁舎内に関してはすぐ取り付けるというのは、やっぱりどこかそういう、市民に対して監視するとか、そういったようなことがあるんじゃないかなというふうに思ってしまう。なので、そういった設置箇所等を含めて、再検討していただきたいというふうに思います。

それから、エレベーターについても、そもそもエレベーターが必要ということ、情報については、やはり計画的にできるだけ早く学校のほうから聞き取って、計画的にそういった工事を進めていけば、時期を、こういった工事の時期をずらすこともできますし、納期の問題もそうですし、もしかするとそういった一般競争入札でもっと、より安くできる可能性もあったわけです。なので、そういったことで計画的に進めていただきたいですし、やはりそういった工事でもですし、あと、最初に聞いたまちづくり調査もですけれども、やはりできるだけ安く受注できるように、市として工夫して取り組んでいただきたいなということも申し上げて、この補正予算は反対でいきたいと思います。

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第76号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） 賛成多数であります。よって、議案第76号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（中堀りゅういち議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前 11 時 26 分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長